

令和7年10月22日
四国運輸局自動車交通部
自動車監査官

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年10月22日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（8営業所）

支局	郵便局	行政処分
徳島	川 内	5両× 22日
徳島	板 野	1両× 22日
徳島	北 川	1両× 56日
高知	大野見	1両× 72日

支局	郵便局	行政処分
高知	大 豊	1両× 64日 1両× 65日
高知	春 野	1両× 60日
高知	大 柝	1両× 60日
高知	山 北	1両× 85日

3. 処 分 日

令和7年10月22日（水）

【問い合わせ先】

四国運輸局自動車交通部自動車監査官 竹藪、福家

TEL：087-802-6774